

いつもLLT介護サービスセンターの活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

今回は、訪問介護・障害福祉サービスにおいて大切な「合理的配慮」をテーマとした研修です。

合理的配慮とは、特別なことをするという意味ではなく、ご利用者様一人ひとりの状況や気持ちに合わせて、少しやり方を工夫することです。

日々の支援の中で、
「この対応でよかったのかな」
「もっと別の方法があったかもしれない」
と感じたことはないでしょうか。

今回の研修では、身近な具体例を通して、現場ですぐに意識できる合理的配慮について一緒に考えていきます。

【合理的配慮】

令和8年2月

合理的配慮ってなに？



■ かんたんに言うと

「その人ができるように、少しやり方を変えること」です。

特別あつかいではありません。わがままでもありません。

👉 困っている理由があるときに行うサポート です。

■ どうして必要？

ご利用者様は一人ひとり、

- 体の動き
- 理解のしかた
- 感じ方 がちがいます。

工夫がないと、本当はできることまで「できない」ことになってしまうことがあります。

合理的配慮は 🍷 その人の力を出せるようにするための手助け です。

■ 覚えておくポイント



✓ 「同じことをする」ではなく「できる方法を考える」 ✓ ヘルパーの判断で困ったら必ず事業所に相談 ✓ 本人の気持ちを大切にする

訪問介護での具体例

耳が遠い利用者さん

普通に話しても聞き取れない → ✗ 何度も大声で怒ったように話す → ○ 正面から、ゆっくり、はっきり話す・メモを使う

これが合理的配慮です。

動作がゆっくりな利用者さん

時間がかかる → ✗ 「早くしてください」と急かす → ○ 手順を分けて、待つ時間をつくる
「時間を少しゆっくり使う」ことも配慮です。

認知症のある方

同じ質問を何度もする → ✗ 「さっき言いました！」と強く言う → ○ 初めて聞かれたつもりで落ち着いて答える

不安を減らす対応が合理的配慮になります。

体に痛みがある方

いつもの介助方法だと痛い → ○ 体の向き・スピードを変える → ○ できる動作は本人にしてもらう

「安全で負担の少ない方法に変える」ことが配慮です。

障害福祉サービスでの具体例

強い音が苦手なご利用者様

→ テレビの音量を下げる → 静かな場所で支援する

言葉で伝えるのが苦手

→ 指さし表・絵カードを使う → ゆっくり待つ

予定の変化が苦手

→ 事前に説明する → 予定表を見せる

急な変更を減らすのも合理的配慮です。

■ これは配慮？それとも特別あつかい？



合理的配慮

困っている理由がある

できるようにする工夫

ちがうもの

理由がないお願い

ただ楽をするため

合理的配慮
大きな負担がない

ちがうもの
仕事ができなくなるほど大変

■ まとめ



- 合理的配慮＝できる方法を一緒に考えること
- 困ったら一人で判断しない
- やさしさ＋安全＋相談が大事

👉 ご利用者様もヘルパーさんも安心できる支援につながります

研修、お疲れさまでした。

今回の研修が、
ご利用者さまにとって安心できる支援につながり、
また、ヘルパーの皆さまが自信をもって支援に向き合うための
きっかけとなれば幸いです。

今後も、思いやりと配慮を大切にしながら、
よりよい支援を一緒に積み重ねていきましょう。